

# 甲斐市立竜王中学校 運動部及び文化部の活動方針

甲斐市立竜王中学校

平成30年4月 策定

平成31年3月 改定

令和 5年4月 改定

令和 6年1月 改定

平成30年3月、文部科学省・スポーツ庁から「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」、山梨県教育委員会からは「やまなし運動部活動ガイドライン」が公表され、甲斐市教育委員会においても「甲斐市における部活動の活動方針」が定められ、部活動の適切な休養日の設定などが示された。

さらに平成30年12月、文部科学省・文化庁から「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」が公表された。

このような国・県の動向を受けて、平成31年3月、甲斐市ガイドラインについて見直しが行われ、特に活動時間について具体的に示されることとなった。

本校においても、上記ガイドライン・活動方針に則り、生徒の心身の健全な成長という観点にたって、バランスのとれた活動となるよう取り組むこととする。

## 1 適切な指導の実施

- ①顧問は、担当部活動の特性を踏まえた合理的でかつ効率的・効果的な活動を実施する。
- ②顧問は、部活動の指導において、生徒の安全・安心の確保を徹底する。
- ③顧問は、年間計画を作成し、校長の承認を受けた後、生徒・保護者へ通知する。

## 2 適切な休養日等の設定

- ①学期中は、平日に少なくとも1日、土曜日及び日曜日に少なくとも1日を休養日とする。教育内大会前など連続して活動が必要な場合は、この限りではないが、年間を通して土日の半数以上を休養日とする。また、大会参加等のため土曜日、日曜日ともに活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。
- ②「きずなの日」は休養日とする。
- ③1日の活動時間については、国や県のガイドラインを参考に、平日2時間程度、休業日は3時間程度とする。
- ④長期休業中は、土日祝日の部活動を原則行わない。(大会や練習試合を除く。)
- ⑤夏季休業中の活動日数は、公式戦を除いて14日以内とする。(関東大会や全国大会等の上位大会や、各種協会主催の大会がある場合はこの限りではない。)
- ⑥学校閉庁日は、部活動を行わない。